

新

旧

島根県指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領	島根県指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領
<p>第1～第2 【略】</p> <p>第3 指定医療機関の指定</p> <p>1 指定の申請</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 知事は、指定医療機関の指定をしたときは、「児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について」(様式第4号)を保健所長を経由して申請者へ交付するものとする。<u>なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日とする。</u></p> <p><u>ただし、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日として差し支えない。</u></p> <p>(4)～(6) 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p>第4 審査(確認)</p> <p>1 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。</p> <p>(3)～(4) 【略】</p> <p>2 (1) 【略】</p> <p>(2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。</p>	<p>第1～第2 【略】</p> <p>第3 指定医療機関の指定</p> <p>1 指定の申請</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 知事は、指定医療機関の指定をしたときは、「児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について」(様式第4号)を保健所長を経由して申請者へ交付するものとする。</p> <p>(4)～(6) 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p>第4 審査(確認)</p> <p>1 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法(<u>大正11年法律第70号</u>)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。</p> <p>(3)～(4) 【略】</p> <p>2 (1) 【略】</p> <p>(2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。</p>

新

旧

<p>「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、次の①～⑳に掲げるものである。</p> <p>①医師法（昭和 23 年法律第 201 号） ②歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号） ③保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号） ④医療法 ⑤身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号） ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 213 号） ⑦生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ⑧社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号） ⑨医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ⑩薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号） ⑪老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号） ⑫社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号） ⑬介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） ⑭児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号） ⑮児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号） ⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） ⑰就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号） ⑱障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号） ⑲子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） ⑳再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号） ㉑<u>国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）</u> ㉒<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）</u></p>	<p>「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、次の①～㉑に掲げるものである。</p> <p>①医師法（昭和 23 年法律第 201 号） ②歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号） ③保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号） ④医療法 <u>（昭和 23 年法律第 205 号）</u> ⑤身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号） ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 213 号） ⑦生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ⑧社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号） ⑨医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>（昭和 35 年法律第 145 号）</u> ⑩薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号） ⑪老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号） ⑫社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号） ⑬介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） ⑭児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号） ⑮児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号） ⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） ⑰就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号） ⑱障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号） ⑲子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） ⑳再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号） ㉑<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）</u></p>
--	---

新

旧

㉓民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）

㉔臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

(3) 申請者について、「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより **罰金の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は **執行**を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

【略】

(4) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前 60 日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実**及び**当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして**規則**で定めるものに該当する場合を除く。

「指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして**規則**で定めるもの」とは、具体的には、厚生労働大臣又は都道府県知事等が法第 19 条の 16 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に

(3) 申請者について、「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより **罰金刑**に処せられ、その執行を終わり、又は **失効**を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

【略】

(4) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前 60 日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実**その他**の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして**厚生労働省令**で定めるものに該当する場合を除く。

「指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして**厚生労働省令**で定めるもの」とは、具体的には、厚生労働大臣又は都道府県知事等が法第 19 条の 16 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に

新

旧

<p>いと認められない場合に係るものとする。</p> <p>(5) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日 ((7) において「通知日」という。) から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者 (当該辞退について相当の理由がある者を除く。) で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。</p> <p>(6) 申請者について、「法第 19 条の 16 第 1 項 の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日 (当該検査の結果に基づき法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として規則で定めるところにより都道府県知事等が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。) までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者 (当該辞退について相当の理由がある者を除く。) で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。</p> <p>なお、都道府県知事等による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 第 1 項 の規定による検査が行われた日 (以下「検査日」という。) から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。</p> <p>(7) ~ (10) 【略】</p> <p>3 知事は、第 3 の 1 の申請があった場合において、次の (1) ~ (4) に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。</p> <p>(1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は規則で定める事業所若しくは施設でないとき。 「規則で定める事業所若しくは施設」は、訪問看護ステーションとする。</p>	<p>関与していると認められない場合に係るものとする。</p> <p>(5) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日 ((7) において「通知日」という。) から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 20 条 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者 (当該辞退について相当の理由がある者を除く。) で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。</p> <p>(6) 申請者について、「法第 19 条の 16 の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日 (当該検査の結果に基づき法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事等が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。) までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者 (当該辞退について相当の理由がある者を除く。) で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。</p> <p>なお、都道府県知事等による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 の規定による検査が行われた日 (以下「検査日」という。) から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。</p> <p>(7) ~ (10) 【略】</p> <p>3 知事は、第 3 の 1 の申請があった場合において、次の (1) ~ (4) に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。</p> <p>(1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。 「厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」は、訪問看護ステーションとする。</p>
---	--

新

旧

(2) ~ (4) 【略】

(2) ~ (4) 【略】

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。